平成２３年（フ）第１３２号
茨城県水戸市愛宕町11番17号
債務者　小林　克隆
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀田　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
福井県鯖江市三六町２丁目２番３号
債務者　川上　康廣
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黛　千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
石川県小松市東山町ニ３番地、従前の住所金沢市旭町１丁目16番32号
債務者　山本　浩嗣
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
熊本県天草市河浦町宮野河内2064番地３
債務者　岩﨑　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２０２号
石川県かほく市宇野気ト112番地14
債務者　淺地　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
岩手県奥州市水沢区字北栗林128番地５　クリスタルガーデンＧ棟102号室、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字東高山38番地５
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１３４号
横浜市旭区柏町７番地７
債務者　菊地　留八
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆澤史絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８４号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目８番１―312号
債務者　鈴木　和男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４８号
神奈川県伊勢原市高森５丁目16番502号
債務者　阿部　俊二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３６１号
大阪市旭区赤川２丁目１番27号　城都ハウス406号
債務者　青山代司江
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５８号
大阪市平野区長吉川辺２丁目３番５号　ハテンコウ305号
債務者　辻　　優利
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６５号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―1209号
債務者　大脇　幸安
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８０号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番４―1406号
債務者　山下　直美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８２号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番23号　コーポプロスペリィティ402号、事業所の所在地大阪府羽曳野市西浦６―２―33―101
債務者　猪野販売所こと　猪野　友子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４４号
大阪市都島区都島北通２丁目19番13号　ライラックしのはら303号
債務者　前田　耕作
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３６号
大阪府寝屋川市若葉町34番４号
債務者　奥村　隆司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４６号
大阪市淀川区新高５丁目10番３号ライトマンション302号
債務者　宇野　好子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部